

## 管理運営業務に係る責任分担

項目	内容	責任分担		備考
		指定管理者	市	
条例及び規則等の変更	施設の管理運営及び指定管理者に影響を及ぼすもの	協議	○	
収入の変動	利用者の減少、需要見込みの誤り等による収入の減少 収益部門の収益の変更	○		
物価及び金利の変動	物価上昇に伴う管理運営経費の増加又は金利上昇に伴う資金調達コストの増加	○		単年度内の変動は指定管理者の負担。次年度以降の積算については協議。
不可抗力	自然災害及び暴動等に伴う資金調達コストの増加等		○	
建物の維持管理	構造耐力上主要な部分の改修（建築基準法施行令第1条第1講第3号の規定による）		○	瑕疵によるものは指定管理の負担とする。
	上記以外の修繕	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合は指定管理者とする。
設備の維持管理	破損等に伴う設備の改修	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合は指定管理者とする。
備品等の維持管理	購入	○	○	管理運営に係る経費の負担区分等による
	修繕	○	○	原則所有者の区分による
業務に関する資格等	防火管理者	○		
利用者及び地域住民への対応	地域住民との協調	○		
	要望、苦情等への対応	○	○	市へ適宜報告し対応を協議すること。
安全対策	セキュリティ、施設の安全管理、情報漏えいの防止ほか	○		
事故及び火災の対応	安全確保、避難誘導、被害報告ほか	○		
保険	火災保険		○	
	損害賠償保険ほか	○		
広報活動	広告掲載、チラシ作成、イベント開催、ホームページ等	○		市報等への掲載は市へ依頼
事業終了時の費用	指定管理期間の終了等に伴う原状回復に要する費用	○		